

女性部会だより (For you)



高瀬 一
法人課税第1部門
上席国税調査官



洞口 卓也
法人課税第1部門
総括上席国税調査官



梶川 和也
法人課税第3部門
統括国税調査官



平田 幸伸
法人課税第2部門
統括国税調査官



片岡 秀介
法人課税第1部門
統括国税調査官



4 交際費・ 営業経費関係

交際費とは、法人がその取引先等に対し、接待、供応、慰安、贈答などのために支出したものをいいます。会議を行ったための費用は会議費となり、理由があれば食事をしながら会議を行うことも認められますが、食事の内容は通常会議を行う場所で供与される昼食程度のもとなります。また、会社が営業担当の従業員等に、その業務を行う上で必要な制服等を支給する場合は営業経費等となります。

合は営業経費等となりますが、支給する物品によっては支給を受けた役員や従業員に対し、現物給与として所得税の対象になる場合があります。役員の場合は役員賞与となり、損金不算入となります。

5 所得税関係

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間の全ての所得から扶養控除等の所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

6 贈与税関係

贈与税は個人から財産をもらったときにかかる税金です。会社などの法人から財産をもらった場合は所得税の対象となります。

“をみな衆” 第22回 グループ別



また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたとみなされて贈与税がかかります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

また、祖父母などから教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合には非課税となる制度があります。

女性部会だより (For you)



大釋 高士
資産課税部門
統括国税調査官



河合 博光
個人課税第1部門
統括国税調査官



沼田 美之
署長

1 修繕費関係

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理や現状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として損算入が認められます。ただし、その固定資産の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させる次

のような支出については資本的支出となります。

- (1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合で、その取り替えの金額のうち通常の取り替えの金額を超える部分の金額



2 役員との取引

法人が役員から土地を購入する場合、適正な価額(時価)で取引しなければなりません。時価より著しく高い(低い)価格で取引を行った場合、問題になることがあります。

また、土地を売却した役員は譲渡益がある場合、譲渡所得の申告が必要になります。譲渡益はその資産の譲渡価額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。その土地の所有期間が5年を超えて



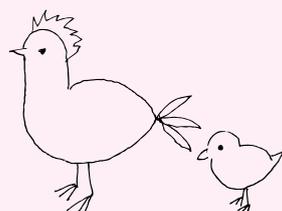
の税トーク! 税務研修会

平成28年12月12日(月)

いる場合は長期譲渡所得となり、5年以下の場合は短期譲渡所得となります。

3 収益・費用の計上時期

収益の計上時期は原則として、製品の引き渡しを行った日となります。一方で、費用の計上の時期は役務の提供を受けた日となりますが、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合



解説中の洞口総括上席の
デッサン

において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額にしていくときは、その年度の費用として認められます。